

障害福祉サービス事業所 御中
障害児通所支援事業所 御中

明石市福祉局生活支援室障害福祉課長

令和6年度障害福祉サービス等報酬改定について（人員設備運営基準の主な改正事項）

平素は、本市の障害福祉行政にご協力賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、令和6年度障害福祉サービス等報酬改定において、人員、設備及び運営基準やその基準を遵守していない場合の減算規定が改正されています。本通知は、人員、設備及び運営基準について、主な改正事項を通知するもので、基準を再確認したうえで、適正な運営をお願いするものです。

記

1 障害福祉サービス等における横断的な改定事項

(1) 意思決定支援の推進【障害児のサービスを除く全サービス】

- ① サービスの提供に当たっては、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮することとする。
- ② 障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン（平成29年3月31日付け障発0331第15号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）のの基本原則に十分に留意しつつ、利用者の意思決定の支援に配慮することとする。
- ③ サービス管理責任者及びサービス提供責任者は、業務を行うに当たっては、利用者の自己決定の尊重を原則とした上で、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に利用者への意思決定の支援が行われるよう努めなければならないこととする。
- ④ サービス管理責任者が担当者等を招集して行う会議（個別支援会議）や相談支援専門員が福祉サービス等の担当者を招集して行う会議（サービス担当者会議）について、利用者本人が参加するものとし、また、当該利用者の生活に対する意向等を改めて確認することとする。

(2) 障害児支援におけるこどもの最善の利益の保障【障害児のサービス】

- ① 障害児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害児及びその保護者の意思をできる限り尊重するための配慮をしなければならないこととする。
- ② 追って示される「支援におけるこどもの意思の尊重・最善の利益の優先考慮の手引き」に十分留意することとする。
- ③ 児童発達支援管理責任者は、個別支援計画の作成に当たっては、障害児の年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され、心身ともに健やかに育成されるよう支援内容を検討しなければならないこととする。
- ④ 相談支援専門員は、障害児支援利用計画の作成に当たっては、障害児の年齢及び発達の程度に応じて、その意見を尊重し、その最善の利益を優先して考慮しつつ、障害児等の希望等

を踏まえて作成するよう努めなければならないこととする。

- ⑤ 児童発達支援管理責任者は、業務を行うに当たっては、障害児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害児及びその保護者の意思をできる限り尊重するよう努めなければならないこととする。
- ⑥ 児童発達支援管理責任者が担当者等を招集して行う会議（個別支援会議）及び福祉サービス担当者等を招集して行う会議（サービス担当者会議）について、障害児の意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮される体制を確保した上で開催し、個別支援計画の原案について意見を求めることとする。

(3) 障害者虐待防止の推進【全サービス】

令和4年度から義務化された障害者虐待防止措置を未実施の障害福祉サービス事業所等に対して、基本報酬を減算する。

<虐待防止措置未実施減算【新設】>

次の基準を満たしていない場合に、事実が生じた月の翌月から改善が認められた月まで、利用者全員について所定単位数の1%を減算する。

- ① 虐待防止委員会を定期的に（1年に1回以上）開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図ること
- ② 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に（1年に1回以上）実施すること
- ③ 上記措置を適切に実施するための担当者を置くこと

(4) 身体拘束等の適正化の推進【自立生活援助、就労定着支援、計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援、障害児相談支援を除く全サービス】

施設・居住系サービスについて、身体拘束等の適正化の徹底を図る観点から、減算額を引き上げる。また、訪問・通所系サービスについて、減算額を見直す。

身体拘束適正化検討委員会において、報告された事例を集計し、分析することとなっているが、報告された事例がない場合にも、身体拘束等の未然防止の観点から、利用者に対する支援の状況等を確認することが必要であるとする。

<身体拘束廃止未実施減算の見直し>

以下のいずれかに該当する場合に、事実が生じた月の翌月から改善が認められた月までについて、利用者全員について所定単位数を減算する。

（施設・居住系サービス） → 所定単位数の10%を減算

（訪問・通所系サービス） → 所定単位数の1%を減算

- ① 身体拘束等の記録（その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由等）が行われていない
 - ※緊急やむを得ない理由については、切迫性、非代替性、一時性の要件をすべて満たし、かつ、組織としてそれらの要件の確認等の手続きを行った旨を記録すること
- ② 身体拘束等の適正化を図るための措置（身体拘束適正化検討委員会）を定期的に（1年に1回以上）開催していない
- ③ 身体拘束等の適正化のための指針を整備していない
- ④ 身体拘束等の適正化のための研修を定期的に（1年に1回以上）実施していない

(5) 個別支援計画の共有【短期入所、就労選択支援、地域定着支援、障害児入所施設を除く全サービス】

指定基準において、各サービスの個別支援計画について、指定特定（障害児）相談支援事業所にも交付しなければならないこととする。また、モニタリングに際しても相談支援事業者との相互連携を図ることが求められるものであり、モニタリング結果を相互に交付すること、サービス担当者会議及び個別支援会議を合同で開催又は相互の会議に出席する等の方法により連携強化を図ることとする。

なお、従前より、相談支援専門員は、サービス等利用計画及び又は障害児支援利用計画を作成した際には、当該計画を利用者等及び担当者（計画案に位置付けた福祉サービス等の担当者）に交付しなければならないこととなっている。また、福祉サービス等の提供事業所と相互に計画及びモニタリング結果を交換すること並びに相互の会議に出席する等により連携を一層促進することとする。

(6) 業務継続に向けた感染症や災害への対応力の取組の強化【全サービス】

感染症や災害が発生した場合であっても、必要な障害福祉サービス等を継続的に提供できる体制を構築するため、業務継続に向けた計画の策定の徹底を求める観点から、感染症又は非常災害のいずれか又は両方の業務継続計画が未策定の場合、基本報酬を減算する。その際、一定程度の取組を行っている事業所に対し経過措置を設けることとする。

<業務継続計画未策定減算【新設】>

業務継続計画の策定及び当該業務継続計画に従い必要な措置を講じていない事実が生じた場合に、その翌月から基準に満たない状況が解消されるに至った月まで、所定単位数を減算する。

なお、基準を満たさない事実が生じた時点まで遡及して減算を適用することとする。（Q & A VOL.1 問15（9の3））

（施設・居住系サービス） → 所定単位数の3%を減算

（訪問・通所系サービス） → 所定単位数の1%を減算

※令和7年3月31日までの間、「感染症の予防及びまん延防止のための指針の整備」及び「非常災害に関する具体的計画」の策定を行っている場合には、減算を適用しない。また、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援、自立生活援助、就労定着支援、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援、計画相談支援、障害児相談支援、地域移行支援、地域定着支援については、「非常災害に関する具体的計画」の策定が求められていないこと等を踏まえ、令和7年3月31日までの間、減算を適用しない。

(7) 情報公表未報告の事業所への対応【全サービス】

利用者への情報公表、災害発生時の迅速な情報共有、財務状況の見える化の推進を図る観点から、障害福祉サービス等情報公表システム上、未報告となっている事業所に対する「情報公表未報告減算」を新設する。また、指定の更新に係る申請があった際に、情報公表に係る報告がされていることを確認することとする。

<情報公表未報告減算【新設】>

障害者総合支援法第 76 条の 3 の規定に基づく情報公表に係る報告を行っていない事実が生じた場合に、その翌月から報告を行っていない状況が解消されるに至った月まで、利用者全員について、所定単位数を減算する。

なお、未報告の時点に遡って減算の対象とすることを想定している。(Q&A VOL.1 問 19 (9の3))

(施設・居住系サービス) → 所定単位数の 10%を減算

(訪問・通所系サービス) → 所定単位数の 5%を減算

(8) 障害者支援施設等における医療機関との連携強化・感染症対応力の向上【施設入所支援、共同生活援助、福祉型障害児入所施設】

感染症発生時に備えた平時からの対応として、障害者支援施設等は、感染者の対応を行う協定締結医療機関と連携し、新興感染症の発生時等における対応を取り決めることを努力義務とするとともに、協力医療機関が協定締結医療機関である場合には、新興感染症の発生時等における対応についても協議を行うことを義務付ける。

2 訪問系サービス

(1) 居宅介護

- ・居宅介護職員初任者研修課程修了者をサービス提供責任者とする暫定措置の廃止

指定基準の解釈通知において、「居宅介護職員初任者研修課程の研修を修了した者であって、3年以上介護等の業務に従事したものをサービス提供責任者とする」という暫定措置を設けていたが、質の向上を図る観点から、これを廃止する。

(2) 行動援護

- ・行動援護のサービス提供責任者等の要件に係る経過措置の延長

サービス提供責任者及び従業者の要件における、「介護福祉士や実務者研修修了者等を行動援護従業者養成研修課程修了者とみなす」という経過措置について、令和9年3月31日まで延長し、その後廃止する。

3 日中活動系サービス

(1) 生活介護

- ・前年度の平均値の算定方法

前年度の平均値＝前年度の利用者延べ数÷開所日数

前年度の利用者延べ数について、下記の数を計算に用いることとする。

- ・所要時間 3 時間未満、3 時間以上 4 時間未満、4 時間以上 5 時間未満の報酬を算定している利用者 → 0.5 を乗じて得た数
- ・5 時間以上 6 時間未満、6 時間以上 7 時間未満の報酬を算定している利用者 → 利用者数に 0.75 を乗じて得た数

4 施設系・居住支援系サービス

(1) 施設入所支援

<地域移行支援を推進するための取組>

- ① 利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ、利用者の地域生活への移行に関する意向を把握し、当該意向を定期的に確認するとともに、相談支援事業者等と連携を図りつつ、利用者の希望に沿って地域生活への移行に向けた措置を講じなければならないこととする。
- ② 利用者の指定障害福祉サービス等の利用状況等を把握するとともに、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ、利用者の指定障害福祉サービス等の利用に関する意向を定期的に確認し、相談支援事業者と連携を図りつつ、必要な援助を行わなければならないこととする。
- ③ 利用者の地域生活への移行に関する意向の把握、利用者の指定障害福祉サービス等の利用状況等の把握及び利用者の指定障害福祉サービス等の利用に関する意向の定期的な確認（地域移行等意向確認等）を適切に行うため、地域移行等意向確認等に関する指針を定めるとともに、地域移行等意向確認担当者を選任しなければならないこととする。（令和6・7年度は努力義務）
- ④ 地域移行等意向確認担当者は、アセスメントの際に地域移行等意向確認等において把握又は確認した内容をサービス管理責任者に報告するとともに、当該内容を施設障害福祉サービス計画の作成に係る会議に報告しなければならないこととする。（令和6・7年度は努力義務）
- ⑤ 地域移行等意向確認等に当たっては、相談支援事業者等と連携し、地域における障害福祉サービスの体験的な利用に係る支援その他の地域生活への移行に向けた支援を行うよう努めなければならないこととする。（令和6・7年度は努力義務）

<地域移行等意向確認等に関する指針未作成等の場合の減算【新設】>※令和8年度から
地域移行等意向確認等に関する指針を作成してない場合又は地域移行等意向確認担当者を選任していない場合は、1日につき5単位を減算する。

<支援の質の確保>

- ⑥ 地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図らなければならないこととする。
- ⑦ 利用者及びその家族、地域住民の代表者、施設障害福祉サービスについて知見を有する者等により構成される協議会（地域連携推進会議）を開催し、おおむね1年に1回以上、地域連携推進会議において、事業の運営に係る状況を報告するとともに、必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならないこととする。（令和6年度は努力義務）
- ⑧ おおむね1年に1回以上、地域連携推進会議の構成員が指定障害者支援施設等を見学する機会を設けなければならないこととする。（令和6年度は努力義務）
- ⑨ ⑦の報告、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表しなければならないこととする。（令和6年度は努力義務）

(2) 共同生活援助

<地域移行支援を推進するための取組>

- ① 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律（令和4年法律第104号）による障害者総合支援法の改正に伴い、居宅における自立した日常生活への移行を希望する入居者につき当該日常生活への移行及び移行後の定着に関する相談、住居の確保に係る相談その他の必要な援助を行うことを追加する。

<支援の質の確保>

- ② 地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図らなければならないこととする。
- ③ 利用者及びその家族、地域住民の代表者、共同生活援助について知見を有する者等により構成される協議会（地域連携推進会議）を開催し、おおむね1年に1回以上、地域連携推進会議において、事業の運営に係る状況を報告するとともに、必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならないこととする。
- ④ おおむね1年に1回以上、地域連携推進会議の構成員が指定共同生活援助事業所を見学する機会を設けなければならないこととする。
- ⑤ ③の報告、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表しなければならないこととする。

<食材料費の取扱い>

- ⑥ 食材料費として徴収した額については適切に管理するとともに、結果としてあらかじめ徴収した食材料費の額に残額が生じた場合には、精算して利用者に当該残額を返還することや、当該事業所の利用者に対する今後の食材料費として適切に支出する等により、適正に取り扱うこととする。
- ⑦ 食材料費の額やサービスの内容については、サービス利用開始時及びその変更時において利用者に説明し、同意を得るとともに、食材料費の収支について利用者から求められた場合に適切に説明を行うこととする。

5 就労系サービス

(1) 就労移行支援、就労定着支援

就労移行支援事業所の就労支援員及び就労定着支援事業所の就労定着支援員は、雇用と福祉の分野横断的な基礎的知識・スキルを付与する研修（基礎的研修）を受講していることとする。

（令和7年度から令和9年度まで経過措置期間）

6 相談系サービス

(1) 計画相談支援

利用者が指定計画相談支援を利用することにより、地域の教育、就労等の支援を受けることができるようにすることで、障害の有無にかかわらず、全ての者が共生することができるよう、地域社会への参加や包摂の推進に努めるとともに、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ、利用者の希望を踏まえて障害者支援施設、精神科病院等から地域生活への移行の推進に努めなければならないこととする。

7 障害児支援における横断的な改定事項（障害児入所施設を除く）

- (1) 障害児支援におけるこどもの最善の利益の保障【障害児のサービス】（1の(2)再掲）
- (2) 障害者虐待防止の推進【障害児のサービス】（1の(3)再掲）
- (3) 身体拘束等の適正化の推進【障害児相談支援を除く障害児のサービス】（1の(4)再掲）
- (4) 個別支援計画の共有【障害児のサービス】（1の(5)再掲）
- (5) 業務継続に向けた感染症や災害への対応力の取組の強化【障害児のサービス】（1の(6)再掲）
- (6) 情報公表未報告の事業所への対応【障害児のサービス】（1の(7)再掲）

(7) 障害児支援の定義の変更【児童発達支援、放課後等デイサービス】

児童福祉法等の一部を改正する法律（令和4年法律第66号）による児童福祉法の改正に伴い、「指導」及び「訓練」（機能訓練を除く）を行うこととしていたものについて、「支援」を行うことに改正する。また、「指導訓練室」の名称も「発達支援室」の名称に改正する。

(8) 総合的な支援の推進【児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援】

適切なアセスメントの実施とこどもの特性を踏まえた支援を確保する観点から、運営基準において、事業所に対して、支援において、心身の健康等に関する領域（5領域（「健康・生活」「運動・感覚」「認知・行動」「言語・コミュニケーション」「人間関係・社会性」））を全て含めた総合的な支援を提供することを基本とし、支援内容について、事業所の個別支援計画等において心身の健康等に関する領域（5領域）とのつながりを明確化した上で提供することを求める。

- ① 障害児の特性その他の事情を踏まえた支援の確保並びに支援の質の評価及びその改善の適切な実施の観点から、心身の健康等に関する領域を含む総合的な支援を行わなければならないこととする。
- ② 児童発達支援管理責任者が作成する個別支援計画の原案の作成等においては、支援の具体的な内容と心身の健康等に関する領域との関連性を踏まえた支援の具体的な内容を定めなければならないこととする。
- ③ 今後示される「児童発達支援ガイドライン」「放課後等デイサービスガイドライン」を参考にすることとする。

(9) 事業所の支援プログラムの作成・公表【児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援】

総合的な支援と支援内容の見える化を進める観点から、事業所ごとに、心身の健康等に関する領域（5領域）とのつながりを明確にした事業所全体の支援内容を示すプログラム（支援プログラム）の策定・公表しなければならないこととする。（令和6年度は努力義務）

<支援プログラム未公表減算【新設】> ※令和7年度から 支援プログラムの作成・公表が未実施 → 所定単位数の85%を算定

- (10) インクルージョンに向けた取組の推進【児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援】
- ① 地域の保育、教育等の支援を受けることができるようにすることで、障害の有無にかかわらず、全ての児童が共に成長できるよう、地域社会への参加や包摂（インクルージョン）の推進に努めなければならないこととする。
 - ② 児童発達支援管理責任者が作成する個別支援計画の原案の作成等においては、インクルージョンの観点を踏まえた支援の具体的内容を定めなければならないこととする。
- (11) 自己評価・保護者評価の充実【児童発達支援、放課後等デイサービス】
- 取組状況等に関する自己評価・保護者による評価について、運用の標準化と徹底を図る観点から、事業所の従事者による評価も受けた上で自己評価を行うことや、自己評価及び保護者評価並びに改善の内容を公表することに加えて保護者にも示すこととするなど、実施方法を明確化する。
- (12) 安全計画の策定等【児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援】（令和5年度から義務）
- ① 障害児の安全の確保を図るため、事業所の設備の安全点検、従業者、障害児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、従業者の研修及び訓練その他安全に関する事項についての計画（安全計画）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。
 - ② 従業者に対し、安全計画について周知するとともに、研修及び訓練を定期的実施しなければならない。
 - ③ 障害児の安全の確保に関して通所給付決定保護者との連携が図られるよう、通所給付決定保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。
 - ④ 追って示される「安全確保の手引き」を参考にすることとする。
- (13) 自動車を運行する場合の所在の確認【児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援】（令和5年度から義務）
- ① 障害児の事業所外での活動、取組等のための移動その他の障害児の移動のために自動車を運行するときは、障害児の乗車及び降車の際に、点呼その他の障害児の所在を確実に把握することができる方法により、障害児の所在を確認しなければならない。
 - ② 障害児の送迎を目的とした自動車（2列以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に障害児の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。）を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の障害児の見落としを防止する装置を備え、これを用いて①に定める所在の確認（降車の際に限る。）を行わなければならない。

8 障害児支援

(1) 保育所等訪問支援

- ① 従事者による評価を受けた上で、自己評価を行うとともに、障害児の保護者及び訪問先の施設による評価を受けて、その改善を図らなければならないこととする。
- ② おおむね一年に一回以上、自己評価、保護者評価及び訪問先の施設評価並びに改善の内容を、保護者に示すとともに、インターネットの利用その他の方法により公表しなければならないこととする。

<自己評価結果等未公表減算【保育所等訪問支援において新設】> ※令和7年度から
自己評価結果等の公表が未実施 → 所定単位数の85%を算定
※児童発達支援、放課後等デイサービスではすでに導入済

(2) 障害児相談支援

- ① 地域の保育、教育等の支援を受けることができるようにすることで、障害の有無にかかわらず、全ての児童が共に成長できるよう、インクルージョンの推進に努めなければならないこととする。
- ② 相談支援専門員は、障害児支援利用計画の作成に当たっては、障害児の日常生活全般を支援する観点及びインクルージョンの観点から、指定障害児通所支援以外の福祉サービス等の利用も含めて当該計画上に位置付けるよう努めなければならないこととする。
- ③ 相談支援専門員は、障害児の心身の状況、障害児等の選択及びインクルージョンの観点等を踏まえつつ、福祉サービス等が多様な事業者から総合的かつ効率的に障害児に対して提供されるよう必要な情報の提供及び助言を行う等の援助を行うこととする。

9 参考資料

(1) 告示

- ・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する命令（令和6年内閣府・厚生労働省令第3号）
- ・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（令和6年厚生労働省令第17号）
- ・児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する内閣府令（令和6年内閣府令第5号）

(2) 通知

- ・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する命令、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令及び児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する内閣府令の公布について（通知）（令和6年1月25日）

- ・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準について（令和6年3月29日）
- ・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準について（令和6年3月29日）
- ・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準について（令和6年3月29日）
- ・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準について（令和6年3月29日）
- ・児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準について（令和6年3月29日）
- ・児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準について（令和6年3月29日）
- ・児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準について（令和6年3月29日）

(3) Q&A

- ・令和6年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するQ&A VOL. 1（令和6年3月29日）

(4) ホームページ

【明石市】障害福祉サービス等事業者へのお知らせ

https://www.city.akashi.lg.jp/fukushi/shougai_fu_ka/jigyousyo-sitei/20180219.html

10 用語の定義

- (1) （施設・居住系サービス） 障害者支援施設（施設入所支援のほか、障害者支援施設が行う各サービスを含む）、療養介護、共同生活援助、宿泊型自立訓練、障害児入所施設
- (2) （訪問・通所系サービス） 居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援、短期入所、生活介護、自立生活援助、自立訓練（宿泊型自立訓練を除く）、就労選択支援、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、就労定着支援、計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援、障害児相談支援、児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援（障害者支援施設が行う各サービスを除く）

※下線のサービスは、身体拘束廃止未実施減算の対象から除く。

（問い合わせ先）

〒673-8686 明石市中崎1丁目5番1号
 明石市福祉局生活支援室障害福祉課自立支援係
 電話 078-918-1344 FAX 078-918-5244
 e-mail shoufuku@city.akashi.lg.jp